

死墓之覆仰不存知則不可向其局、

〔遊學往來上〕抑住山之間、余吟然之遊戲爲宗、然者改年初月遊宴○中手增之園墓、亂園墓、

〔古今要覽稿遊戲〕ご園墓

園墓は堯造之とも又舜造之とも_{和名}見えて、兩說一定しがたし、皇國へ傳來せしことは、いつの比といふこと詳ならず、今に墓琴不制限とあり、是ものに見えたるはじめにて、續紀聖武天皇天平十年紀に、大伴子蟲中臣東人と墓を圍みし事見たり、吉備の大臣入唐して歸朝のみぎり傳へられし由、あまねくいへども、正しき書に見えたることなし、たゞこの大臣の入唐の繪詞に、大臣墓を玄り給はずして、かの地にておぼえられたるよし見えたれども、此繪詞ははるかに後のものにて證となしがたし、貝原好古が和事始に、右の傳へは全く俗説にて、取るにならずとのみいひて、傳來の考は何とも見えず、思ふに吉備の大臣の入唐は、元正天皇の靈龜二年にて、歸朝は聖武天皇の天平七年なれば、在唐二十年なり、吉備公秀才經史を研窮し、群藝を學び得て、墓雙六も此時より傳來せしならんとおもふもうべなれど、これよりさき文武天皇の元年に、禁博戯遊手徒其居停、主亦與居同罪と續日見えたるなどおもひわたすに、文武天皇の元年は吉備公歸朝の年に先立つ事三十九年なり、此時既に雙六博蒲の類ははやく渡りて、流行甚しかりしと見えたり、玄かれれば雙六博蒲の類のみ渡りて、墓のみおくれて渡りこしものともおもはれず、かつ墓は令に不制限と見えたれば、此時の停止には猶もれておこなはれしものならんか、其よしは元明天皇の和銅四年太安麻呂奉勅て古事記を撰し時、稗田阿禮が口づからいふことを、一言もたがへず書き移されたるよし序に見えたる、かの記の神代の段に於乃墓呂島と墓字を古の假名にかりもちひられたるを見れば、其比専ら流行して行はれたるものならんか、さあらではふと書出る假字に、耳遠き字を用ふべきことかは、玄かれど字は早く渡りて、物の渡りこざりしもの